

一時保護所第三者評価 評価報告書

奈良市子どもセンター一時保護所

令和5年2月

奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会

目 次

1. 評価の方法	
(1) 資料精査	1
(2) 施設視察	1
(3) 子どもへのアンケート	1
(4) 職員自己評価	1
(5) 職員ヒアリング	2
(6) 評価者による評価の協議	2
2. 第三者評価基準ごとの評価点及び課題点	
(1) 子ども本位の養育・支援	3
(2) 一時保護の環境及び体制整備	4
(3) 一時保護所の運営	4
(4) 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6
(5) 一時保護の開始及び解除手続き	7
3. 総合評価	8
4. 小項目ごとの自己評価と第三者評価	12
(参考資料)	
奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会の概要	17

1. 評価の方法

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」（平成30年度厚生労働省子ども子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究」成果物。以下「手引き」という。）により、次の方法で実施した。

（1）資料精査

評価に必要と思われる次の資料の提供を受け、評価者が精査した。

- ・奈良市子どもセンター概要、一時保護所概要
- ・一時保護所配置職員一覧
- ・一時保護所職員勤務シフト
- ・令和4年度一時保護所入所児童数の推移
- ・一時保護所業務マニュアル
- ・子どもの意見表明支援事業概要 等

（2）施設視察

子どもの権利が保障される環境であるか確認するため、一時保護所内を視察した。また、一時保護所で提供される食事を試食した。

（3）子どもへのアンケート

「手引き」に記載のある子どもへのアンケートに沿って、令和4年5月から令和5年1月まで延べ40名の一時保護児童にアンケートを実施し、取りまとめた結果の報告を受けた。アンケート実施においては、児童の素直な気持ちを聞き出すために一時保護所職員が直接的に関わらないよう配慮した。

（4）職員自己評価

「手引き」に記載のある評価項目（小項目）に沿って、令和4年10月に一時保護所職員が自己評価を実施し、取りまとめた結果の報告を受けた。

(5) 職員ヒアリング

一時保護所職員4名（管理職を含む）及び児童相談所職員2名の計6名にヒアリングを実施した。ヒアリングの進め方等について評価者で打ち合わせを行い、職員は1名ずつ、評価者は2名ずつ2組に分かれてヒアリングを実施した。

(6) 評価者による評価の協議

(1) から (5) までの各評価を踏まえ、評価者間で評価の協議を行った。ただし、総合評価は評価者個人としての評価を記載した。

2. 第三者評価基準ごとの評価点及び課題点

(1) 子ども本位の養育・支援	
<p>① 子どもの権利保障</p> <p>② 養育・支援の基本</p>	<p>○子どもの意見がしっかり聴取されており、子ども同士の不適切な関わりや職員からのそれも把握できるシステムが機能している。また、子どものエンパワーや人権への配慮が十分行われていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利について、子どもの発達や特性に配慮し、子どもが理解しやすいよう工夫をしながら説明を行っている。 ・子どもの意見表明支援事業（子どもアドボケイト）も活用し、子どもが意見を表明しやすいよう工夫がされている。 ・子どもの意見表明を促す「けんりワーク」が試みられている。 ・子どもが表明した意見は、職員会議において検討し、表面上の意見だけでなくその裏にある思いも汲み取り、尊重する姿勢がある。 ・教育権の保障については、通っていた学校への通学等できる限りの配慮がなされている。 ・保護の可能性が出てきた時点で、一時保護所で受け入れられるかを検討。一時保護所が空いていない場合もしくは適当でない場合は、里親や乳児院、他の施設等、その子どもにとって最適なところへの一時保護委託を検討している。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所と児童相談所間で勤務形態や業務内容が異なるため、子どもに関する情報共有をしようにも接点が意外に見出しにくい状況がヒアリングから聞き取れた。例えば、保護の目的や入所期間の見通しについて、子どもには説明されているが、一時保護所には伝わりにくい場合がある。 ・これらに対しては、ICTシステムの活用や現システムの機能改修の工夫等も検討されて良い。また、当面は、一時保護時に入所経過等を共有するための情報シートを作成するのも有用であろう。 ・子どもが表明した意見を尊重する体制はできているが、それへの具体的な対応は現場に任されている印象がある。時に子どもから投げかけられる重いメッセージへの簡単な解決策は見つからないが、組織として答えを模索する更なる努力が求められる。 ・児童養護施設の混合処遇等の弊害も指摘されており、奈良市内への一時保護専用施設の誘致等、更なる受け皿の確保の検討が望まれる。 ・施設等に一時保護委託された子どもについて、一時保護所と同じレベルの権利擁護体制が取られているか確認し、全体の底上げを図っていくことが今後の大きな課題である。

(2) 一時保護の環境及び体制整備	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 適切な施設・環境整備 ② 管理者の責務 ③ 適切な職員体制 ④ 関係機関との連携
評価点	<p>○適切な施設・環境整備が行われている。フロアは広く取られ、体育館も整備され、余裕のある広い環境が整備されている。また、職員体制については、保育所、福祉施設、学校、医療分野等から、多職種多領域の経験のある適切な職員が十分に配置されており、子どもの権利を守る職員体制が構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に職員が施設設備等をチェックし、修理・改善等を行う仕組みがある。 ・基本的に外部からの不審者等の出入りはコントロールされ、侵入が防がれている。 ・新設して1年に満たない一時保護所であり、子どもの意見を聞くのと同様に、そこで働く職員の意見も管理者が丁寧に聞きながら、一時保護所のあるべき姿を模索している。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外運動場のような限定された場所以外、子どもが自由に外に出ることはできず、限られた範囲内での生活である。長期間になると子どもが一定の閉塞感を感じる可能性があるため、所外での活動を増やす等の工夫が必要である。 ・スピードが求められるような判断に関する管理者の「管理・運営的機能」「教育的機能」「支持的機能」を担うスーパーバイズに一部、弱さがみられる。それぞれの役職が担う役割についての明確化が望まれる。 ・一時保護所が組織として意見をまとめる仕組みを管理者を中心に更にブラッシュアップすることが望まれる。 ・職員が多く、様々な勤務シフトがあるため、保護所運営や個別の対応方針の共有に課題が認められる。 ・他自治体に比べ配置職員が多い利点を生かし、研修に参加する十分な時間を確保することが望まれる。また、処遇検討に資する様々な専門資料等の整備も求められる。例えばトラウマインフォームドケアについて更に学ぶこと、児童虐待や臨床心理をテーマとしたジャーナル等を定期購読することは、最新の情報に触れる機会にもなり、子ども支援の現場において役立つと考えられる。
(3) 一時保護所の運営	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 一時保護の目的 ② 一時保護所の運営計画等の策定 ③ 一時保護の在り方

評価点	<p>○行動指針や理念等が一時保護所業務マニュアル（以下「マニュアル」）に分かりやすく明示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設前から一時保護所の理念を職員のボトムアップで作りあげてきたことが、奈良市一時保護所の質の高いケアにつながっている。 ・緊急保護にあたっては、子どもの意向を確認し、適切な対応が行われている。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル作成に携わった第一世代の職員は理解しているが、今後増えてくる第二世代以降の職員に、その背景にある考え方も含めて継承していく仕組みを検討する必要がある。 ・年間の行事予定等は検討しているが、年間の事業計画は立てられていない。一時保護所はその時々で子どもの構成や人数も大きく異なり、計画になじまないことも多いが、子どもや職員から出された意見も含め、少しずつでもそれらの改善に向けた計画を作成することは重要である。
④ 一時保護所における保護の内容	
評価点	<p>○子どもの衣食住、健康管理、学習指導等に関する対応はマニュアルに沿って適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、学習支援は、子どもたちの事情に合わせた対応が行われており、在籍校に通学できる条件が整った子どもは職員の送迎等も含めて可能な限り支援している。一時保護所内では教員OBの職員が2名勤務し、学習プログラム等の企画や調整を行っている。 ・学校によっては日々の授業をオンライン配信しているところもあり、その場合は一時保護所内のWi-Fi環境を用いてタブレット端末で授業を受けることができるよう、柔軟に対応している。 ・家族との面会や通信の希望については、子どもの意見も聞きながら可能な限り実現する努力をケースワーカーとともにしている。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護前に子どもが着用していた衣服を一時保護所へ持ち込むことが難しい場合は、子どもが自由に選択できるだけの衣服を確保することが望まれる。 ・衣服以外にも子どもが一時保護所内での生活で必要とする物品を調達するにおいては、子どものニーズに配慮したものを調達できるよう、従来の公的機関の枠組みに捉われない柔軟な対応が望まれる。 ・学習時間以外の自由時間や、子どもたちの構造化されていない時間における柔軟性のあるプログラムの工夫が更に必要である。
⑤ 特別なケアの実施	
評価点	<p>○子どもの周囲で起こる様々な問題の発生に備え、それぞれに合わせた組織としての対応が検討され、マニュアルに規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員が子どもの気持ちを聞き取り、子どもたちに対しグループワーク等

	<p>の取組みを行っている。また、職員はトラウマインフォームドケアの研修を受講している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科医や保健師が配置されており、健康管理や服薬管理が適切に行われ、他の職員も健康状態について意見を聞く機会がある。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・開設半年間の中でも、障がいのある子どもへの対応、自傷行為への対応等、対応の難しい事例を受け入れてきた。これらはどこの一時保護所でも大きな課題となっているが、職員が試行錯誤しながら経験を積み上げていくことや、他の自治体での工夫を学び取り入れていくこと等が重要で、それらを生かしながら自らのマニュアルをブラッシュアップしていくことが求められている。その場合、事故等の未然防止を意識するあまり、管理的な扱いに片寄ってしまわないよう十分な検討が求められる。 ・一時保護所には様々な子どもの受け入れ要請が入るが、対応の限界について関係者間で共通理解を作っておくことは重要である。
⑥ 安全対策	
⑦ 質の維持・向上	
評価点	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護中の子どもたちの生活面での支援が様々な留意点とともにマニュアルに規定されており、困った際に職員が参照したり、標準化された対応を確認することができる。 ・無断外出時の対応から感染症発生、災害発生時等の対応も規定され、計画的な訓練や物品の準備等も行われている。 ・管理者のリーダーシップのもと、開設初年度でありながら第三者評価を受審し、開かれた児童相談所、一時保護所を目指して取り組んでいる。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルは状況に応じて、常にバージョンアップしていく姿勢を持ち続けることが必要である。 ・また、マニュアルに沿った対応を意識しすぎることにより、子ども対応において管理的になってしまわないよう注意が必要である
(4) 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	
<ul style="list-style-type: none"> ① アセスメントの実施 ② 個別援助方針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施 ③ 子どもの観察 	
評価点	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護所の援助方針の決定・個別援助がマニュアルに規定されており、個々の子どもの状況に応じて組織として方針を決定する仕組みがあり、それに沿った対応が行われている。 ・職員が日課の中でそれぞれの子どもに1対1で関わる場面も多く、行動観察が丁寧に

	<p>行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動観察記録や行動診断等が適正に作成、管理されており、子どもの状態像を十分にうかがうことができる。 ・観察会議には一時保護所職員だけでなく小児科医、保健師等も参加しており、多職種により個別援助方針の検討が行われている。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所職員やケースワーカーが担当する事例が増えるにつれ、時間的制約から個々の丁寧な検討ができなくなる可能性がある。このことを一時保護所職員、ケースワーカーが相互に認識し、その機会を意識的に確保することが大切である。 ・交代制勤務の中では丁寧な引継ぎを行っても、子どもから見れば職員の交代によって対応の継続性は切れ、安定した関係を維持することは難しい。子どもの気持ちの連続性を意識した対応を可能な限り工夫することが望まれる。
(5) 一時保護の開始及び解除手続き	
	<p>① 開始手続き</p> <p>② 解除手続き</p>
評価点	<p>○入退所手続きがマニュアルに詳しく規定され、それに沿った対応が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの所持物については、子ども個々の状況に応じて一時保護所への持ち込みを検討している。 ・自宅で使用していたタオルやぬいぐるみ、御守り等の子どもにとって安心できるものは可能な限り持ち込みを認めている。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意向を大切にすることをテーマに掲げている一時保護所にとって、その意思に反する一時保護や家庭復帰を受け止める際の戸惑いは大きいと思われるが、困難な中にも子ども自身が自分の人生に希望を持てるような支援を提供できるよう、更なる工夫が望まれる。 ・一時保護所から措置先に身柄を移す際、子どもの不安軽減や情報の正確な伝達、一時保護所職員の学びのためにも、生活に関わった一時保護所職員が可能な限り子どもに同行する事が望ましい。それを一時保護所の業務として位置づけ、退所日にはそのための職員を配置する等の配慮も重要である。

3. 総合評価

【評価委員A】

今回の調査を通じ、子どもの意見を大切にしたい一時保護所を目指し、組織全体が一致団結して取り組んでいることが強く感じられた。施設・設備についても子どもの目線を重視した造りになっており、人的にも物的にも素晴らしい一時保護所であることに感銘を受けた。以下、さらなる進展に向け、各点について意見を述べる。

①設置自治体について

人口約36万人の中核市である奈良市に児童相談所一時保護所を設置したことで、出生前から、子どもの問題に対する手厚い援助や支援が間断なく実施できており、その意義は大きく、高く評価できる。今後も、職員配置や労働環境等の現在のような体制を維持いただけるよう、中・長期的な間隔で予算の確保も含めた計画の策定・実施を是非ともお願いしたい。

②職員について

人事異動や職員の入れ替えがあったとしても、開設当初の理念を共有し、高い意識レベルと専門性が維持できるような体制の整備、具体的な研修計画の策定・実施が不可欠と思われる。また、各職員が経験を積むに連れ、子どもの意見が「当たり前」にならないよう、日常的に子どもの権利保障、権利擁護に関する意識の向上を図り、子どもの意見を傾聴する姿勢を保ち、子どもにとって安心安全な養育支援を継続いただけることを期待したい。

③児童相談所一時保護所について

他の一時保護所と比較して職員数が多く、子どもに対して適切な環境のもと、丁寧な養育支援が行えており、在籍校への通学という先進的な取り組みにも繋がっている。また、子どもの意見を聞くための環境や制度が整い機能していることにも、そのことが見て取れる。一方、特別なケアが必要な子どもへの支援経験は少なく、これからの課題になってくると思われる。特別なケアが必要な子どもの増加或いは定員超過による職員の疲弊によって、子どもの権利保障が蔑ろにならない対策を講じるとともに、児童心理治療施設との連携や開設も視野に入れて、あらゆる子どもを受け入れられる一時保護所を目指していただきたい。

【評価委員B】

- ①一時保護所の見学、提出された資料の読込み、職員へのヒアリング等の中で感じたのは、可能な限り子どもの権利を守るという職員の意志であった。生活スペースはゆったり配置され、親元から離れて生活することへの様々な配慮、学業継続への配慮も可能な限りなされている。それと共に、子どもたちの対応にあたる職員数も一般的な基準より多くなっている。これは子どもの権利擁護を実現するための最も基本的なものの一つであり、子どもセンターのみならず、奈良市全体としての子どもへの配慮が感じられるものである。
- ②子どもの権利は受動的に守られるばかりでなく、それを侵害されそうになった時には子ども自身が声をあげることが大切である。しかし、これまで聴かれない経験を積み上げてきた多くの子どもたちは、なかなか声を出す事ができない。その点、一時保護所で試みられている「子どもの権利ワーク」は、大変重要な支援となり得るものである。
- ③一時保護所の定員は過去の実績より相当大きく見積もられたものの、開設1年目で既に一部で余裕が無くなる状況が生まれている。これは以前に比べ、在宅の子どもたちの権利擁護が進んだ可能性が考えられる一方で、一時保護の必要があるにもかかわらず、それができなかった子どもの存在も予感させる。また、そのような場合に行われる委託一時保護についても、委託先が一時保護所と同様の権利擁護体制を実現できているか、という課題がある。一時保護所はあくまで社会的養護システムの一部であり、全ての子どもが守られた権利を実感するためにはシステム全体が同じ基準でなければ、子どもからすれば「大人の都合に振り回されている」事になる。これについては奈良市のみの努力で実現できるものではない。県や国に働きかけ、更に制度を充実させることが必要である。
- ④高いレベルで子どもの権利が守られている一時保護所ではあっても、閉鎖的な環境での生活である。委託一時保護となった子どもの生活と外出面等で差があるのであれば、保護所外への外出行事等の実施を積極的に検討されたい。

【評価委員C】

建物は生活する子どもに配慮した形で造られており、全体に広々として閉鎖空間を感じさせない開放感がある。体育館も用意され、運動場もプライバシーに最大限配慮しながら用意されている。それ

それぞれの子どもに配慮した学習空間を保障できるようなスペースが確保され、トイレ、お風呂においても子どものプライバシーが守られるような造りになっている。

子どもの意見を聴き、それを児童相談所内の職員全体で共有し、子どもに応じていこうとする姿勢は非常に評価できる。

おもちゃ、学習用具や服などの消耗品については、子どもたちが選択できる幅が持てる余裕が必要と思われる。消耗品は常にある一定の数を維持するため、予算枠の継続的な確保やクラウドファンディングなどの資金調達の工夫が望まれる。

学習については、子どもの状況と意見を聞きながら原籍校に通う、一時保護所での授業も子どもの特性や能力に合わせ、さまざまな工夫をしながら行うなど柔軟な学習保障をしていることは高く評価される。高校生などは、登校や勉強時間に合わせた一時保護所内での生活ルールの柔軟な運用も見られることも評価できる。

一時保護所とケースワーカーとの連絡がお互い取りやすく常に子どもやその家族の状態を共有しようという意識を持っており、また、構造的にも連携がしやすいことは強みである。職員は保護の目的と見通しをケースワーカーそして子どもと確認しながら保護所での生活を進めていくことが今後もより一層望まれる。特に一時保護所は職員シフトが入り組んでいる上、立ち上げ時にいた職員だけではなく、新採や新任が次々に入ってくる状況にある。一時保護の理念や処遇方法（自由時間の子どもとの付き合い方・幼児・特性のある子など）の研修についても意識的に行っていく必要がある。そのためOJTや実習などの研修体制や情報伝達の会議を仕事として位置付け、保障していくことが望まれる。

配慮のいる子どもの処遇については、現在経験値を積み重ねているところであり、対応に苦慮するところは致し方ない。対応方法はマニュアル化し、共有していく一方でマニュアルに固定化されず、子どもは一人一人違うという関わりの姿勢も忘れないことが望まれる。

【評価委員D】

「子どもの声」を大切にす奈良市の一時保護所の基本理念は、職員のボトムアップのなかで作られられたものである。そのプロセスには、議論を重ねた結果がマニュアルや権利ノートなどに反映されている。そのため、子どもの年齢、発達特性、LGBT等の個々の特性を尊重した取り組みや原

則通学支援を行うなど、先駆的な子どもの権利保障の実現ができています。

その中でも、一時保護所の退所前のリービングケアの実施は、一人ひとりの子どもの過去を理解し、現在と未来の幸せを大切にすることを理念が反映したものである。これらは、子ども目線でケアするという信念の強い専門職や管理職と、基礎自治体が有する中核市児童相談所一時保護所の子どもに連続した支援ができる基盤の上に、その特性が活かされた取り組みである。今後、長期的な支援経過で捉えてみると、その効果や意義が認められるので、効果測定を実施していただきたい。

一方で、新設一時保護所だからこそ、課題もある。発生頻度の少ない事例が出た場合、職員の経験値が少ないため、事前に想定しておくことが望ましい。また、これからの人材の養成や育成についても計画的に取り組む必要がある。

子どものケアと支援にあたっては、客観性、俯瞰性、共感性をもつことが必要であるが、直接ケアや支援をする専門職は、誰しも、あいまいな喪失の状況にある子どもの不安感に、自己の感情が揺さぶられると共に葛藤を生じやすく、支援方針決定に影響を与えることもあり得る。そのため、スーパーバイズできる人材の育成が重要な課題である。幸いなことに、開設に関わった第一世代の職員は、多職種の専門性を有する人材が配置されており、既に、その資質を有する人材が芽生えている。そのため、キャリアラダーを踏まえた奈良市の人事システムに働きかけることと、研修の充実及び体系化が必要である。

さらに、奈良市一時保護所に期待したいことは、2つある。①子どもへの理解を深めて、さらなる子ども達の自己実現をサポートできるように、チームで模索して取り組みを推進していただきたい。②質の高いケア・支援の実現は、職員の意識と職員配置基準の両方の高さによるものである。今後、一時保護所の設備運営基準は示されるものの、全国的にみて一時保護所のケア・支援の地域差は著しい。奈良市の子どもを主体とした一時保護所の取り組みやその実践を全国に発信して、一時保護所の支援のあり方を考える重要な役割を担ってほしい。アウトプットすることが、奈良市の一時的保護所にとっても、新たな子どものケア・支援への挑戦につながると考える。

4. 小項目ごとの自己評価と第三者評価

「手引き」に記載のある評価項目（小項目）に沿って、SからCの4段階で評価を行った。職員アンケートにより、最も回答数の多かった評価基準を全体の自己評価結果とした。

(評価基準)

S：優れた取組みが実施されている。他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態。

A：適切に実施されている。よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態。

B：やや適切さにかける。「A」に向けた取組みの余地がある状態。

C：適切ではない、または実施されていない。「B」以上の取組みとなることを期待する状態。

(1) 子ども本位の養育・支援

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
①子どもの権利保障			
[No. 1]	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A	A
[No. 2]	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	A	S
[No. 3]	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
[No. 4]	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
[No. 5]	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
[No. 6]	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A	A
[No. 7]	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	A	A
[No. 8]	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	B
[No. 9]	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	A
[No. 10]	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A	A
[No. 11]	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A	A
②養育・支援の基本			
[No. 12]	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A	A
[No. 13]	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A	S

[No. 14]	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A	A
----------	---	---	---

(2) 一時保護の環境及び体制整備

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
①適切な施設・環境整備			
[No. 15]	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	A	S
[No. 16]	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	A	A
[No. 17]	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A	A
②管理者の責務			
[No. 18]	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A	B
③適切な職員体制			
[No. 19]	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B	S
[No. 20]	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B	A
[No. 21]	情報管理が適切に行われているか	A	A
[No. 22]	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B	B
[No. 23]	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	B	B
[No. 24]	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	A	A
[No. 25]	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A	A
④関係機関との連携			
[No. 26]	医療機関との連携が適切に行われているか	A	A
[No. 27]	警察署との連携が適切に行われているか	A	A
[No. 28]	施設や里親等との連携が図られているか	A	A
[No. 29]	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A	A

(3) 一時保護所の運営

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
①一時保護の目的			
[No. 30]	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A	S
②一時保護所の運営計画等の策定			
[No. 31]	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A	B
③一時保護の在り方			
[No. 32]	緊急保護は、適切に行われているか	A	A
④一時保護所における保護の内容			
[No. 33]	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A	A
[No. 34]	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A	A
[No. 35]	食事が適切に提供されているか	A	A
[No. 36]	子どもの衣服は適切に提供されているか	A	A
[No. 37]	子どもの睡眠は適切に行われているか	A	A
[No. 38]	子どもの健康管理が適切に行われているか	A	A
[No. 39]	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	A	S
[No. 40]	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A	A
[No. 41]	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A	A
⑤特別なケアの実施			
[No. 42]	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B	A
[No. 43]	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B	A
[No. 44]	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A	A
[No. 45]	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B	A
[No. 46]	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	B	A

[No. 47]	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	AB同数	A
[No. 48]	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B	B
[No. 49]	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
⑥安全対策			
[No. 50]	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	A	A
[No. 51]	災害発生時の対応は明確になっているか	A	A
[No. 52]	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A	A
⑦質の維持・向上			
[No. 53]	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A	A
[No. 54]	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B	A

(4) 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
①アセスメントの実施			
[No. 55]	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	B	A
[No. 56]	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	A	A
②個別援助方針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施			
[No. 57]	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A	A
[No. 58]	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	A	A
③子どもの観察			
[No. 59]	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A	A
[No. 60]	観察会議が適切に実施されているか	A	A

(5) 一時保護の開始及び解除手続き

No.	評価項目	自己評価	第三者評価
①開始手続き			
[No. 61]	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A	A
[No. 62]	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A	A
②解除手続き			
[No. 63]	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A	A
[No. 64]	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A	A

(参考資料) 奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会の概要

奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 井上 景 西日本こども研修センターあかし 研修企画専門員
- 井上 直子 堺市子ども相談所 参事役
- ◎ 鈴木 聡 三重県児童相談センター 市町アドバイザー (◎ : 部会長)
- 野島 佳枝 奈良弁護士会 弁護士

奈良市社会福祉審議会児童福祉専門分科会第三者評価部会 開催経過

	日 時	議 題
第1回	令和4年4月28日(木) 午前10時から正午	・奈良市子どもセンター概要説明 ・第三者評価部会の進め方等について
第2回	令和4年11月16日(水) 午前10時から正午	・一時保護所の概要、運営状況、取り組みについて ・児童アンケート、職員自己評価について ・職員へのヒアリング項目について
第3回	令和4年12月22日(木) 午前10時から午後4時	・職員ヒアリング(一時保護課職員4名) ・ヒアリング内容取りまとめ
第4回	令和5年1月5日(木) 午前10時から午後4時	・職員ヒアリング(子ども支援課職員2名) ・ヒアリング内容取りまとめ ・第三者評価概要案作成
第5回	令和5年2月6日(月) 午後1時30分から午後4時	・第三者評価報告書案作成
第6回	令和5年2月24日(金) 午前10時から正午	・第三者評価報告会